

登録教習機関の業務の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条の規定による業務の休止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	第168号
登録教習機関の名称	株式会社山陽自動車学校（山陽クレーン学校）
登録教習機関の住所	広島県福山市蔵王町3815番地
代表者職氏名	代表取締役 横田 尚哉
休止する業務の範囲	移動式クレーン運転実技教習
休止する年月日	令和8年2月28日
休止の期間	令和8年2月28日から令和11年3月31日まで

令和8年2月26日

広島労働局長

